

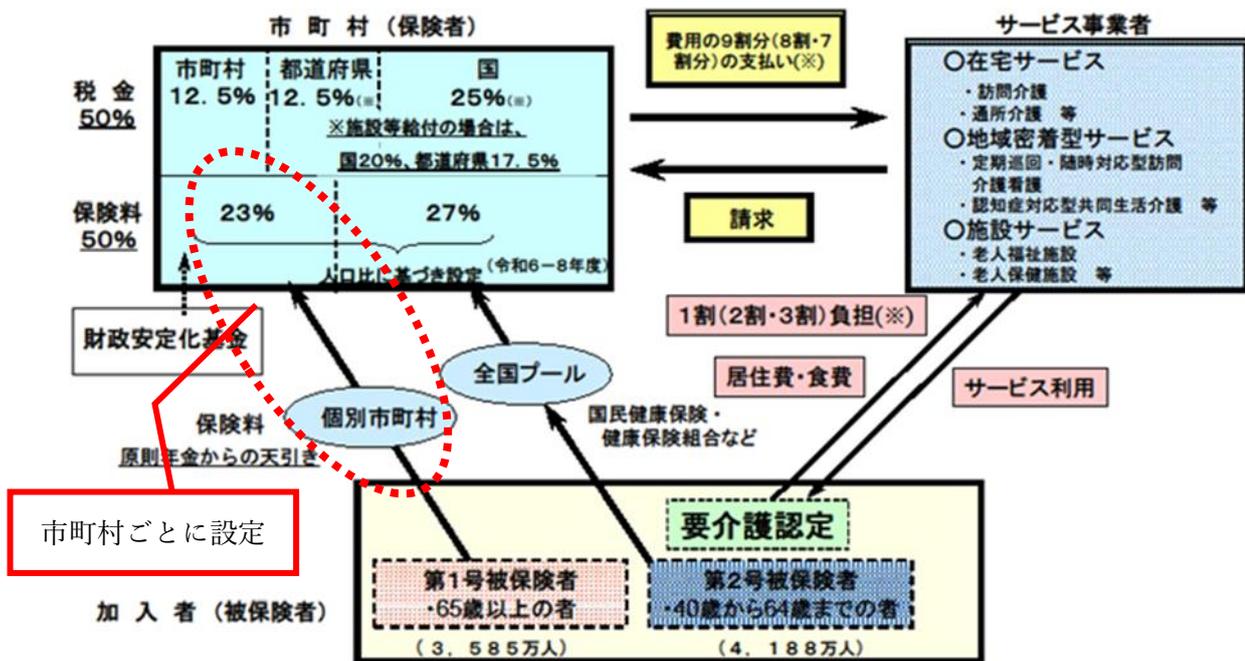
—主な仕事として—

- ①介護保険事業計画（後述）の企画立案に、市民の代表としてご意見いただくこと。
- ②老人福祉計画の策定に市民の代表としてご意見いただくこと。
- ③介護保険の実施状況（会計の状況など）や、その他老人保健福祉計画についてご審議いただくこと。

根拠法令等

- ・ 飯山市介護保険条例第19条～23条
- ・ 地方自治法第138条の4
- ・ 介護保険法第117条
- ・ 老人福祉法第20条の8
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条

## 介護保険財政のしくみ

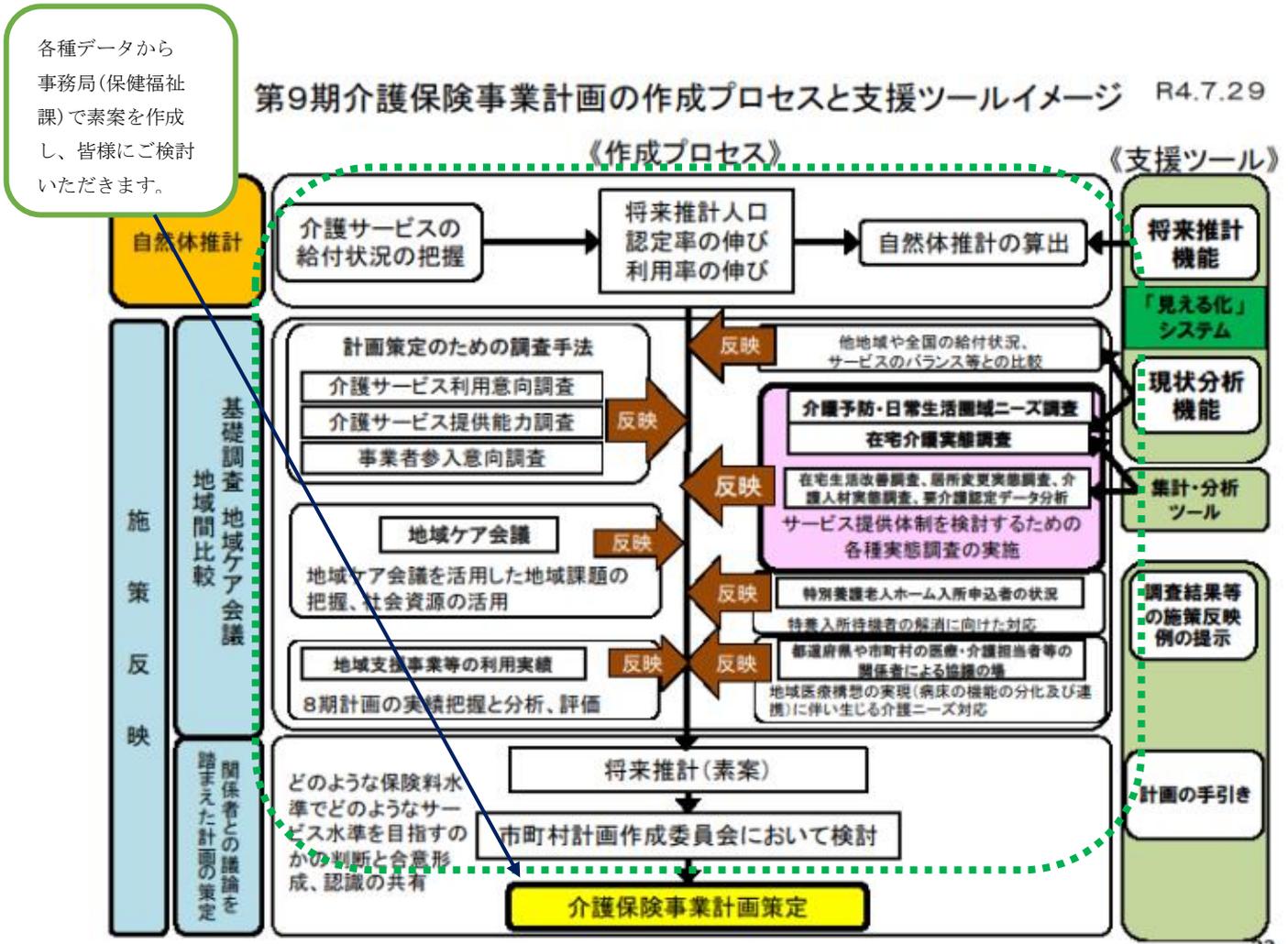


(注) 第1号被保険者の数は、「令和4年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、令和4年度末現在の数である。  
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療被保険者からの報告によるものであり、令和4年度内の月平均値である。  
 (※) 一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

## 【参考】介護保険事業計画策定(委員の皆様にご討議いただくもの)のイメージ

(前述の 主な仕事①②に関すること)

- 1 事務局（保健福祉課）では、国・県から示された法令の改正や目標を考慮のうえ、将来の人口・高齢化予想や過去の介護保険の利用状況などをもとに、第10期（令和9～11年度）で確保すべきサービスの種類や量・金額、必要な介護保険料（市内の65歳以上の第1号被保険者から納付いただくもの）などを見つくり、素案を作ります。
- 2 介護保険計画とあわせて、高齢者全体の老人福祉計画作成を行います。
- 3 提示された素案を、市民の代表として皆様に審議・検討いただくことで練り上げ、最終案を市長に意見具申していただきます。
- 4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（R6.1月施行）第13条に基づき、「認知症施策推進基本計画」の策定が努力義務となりました。「認知症施策推進基本計画」については、市町村の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとされており、当市では、「飯山市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画」に認知症施策推進基本計画を包含した形で検討を進めていく予定です。



\* 上記の表は第9期計画作成時の厚労省イメージ図（10期も基本は同じ）です。

\* 第9（令和6～8年度）策定のための運営協議会では、計5回会議を実施しました。

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 19 号

改正 平成 12 年 3 月 27 日 条例第 19 号 公布 平成 12 年 12 月 22 日 条例第 43 号  
平成 13 年 3 月 23 日 条例第 9 号 平成 14 年 3 月 27 日 条例第 13 号  
平成 15 年 3 月 27 日 条例第 5 号 平成 18 年 3 月 27 日 条例第 21 号  
平成 20 年 6 月 27 日 条例第 18 号 平成 21 年 3 月 25 日 条例第 8 号  
平成 24 年 3 月 23 日 条例第 5 号 平成 25 年 12 月 27 日 条例第 31 号  
平成 27 年 3 月 31 日 条例第 12 号 平成 27 年 7 月 7 日 条例第 20 号  
平成 28 年 3 月 29 日 条例第 17 号 平成 30 年 3 月 29 日 条例第 11 号  
平成 30 年 6 月 29 日 条例第 19 号 令和元年 7 月 8 日 条例第 3 号  
令和元年 11 月 2 日 条例第 13 号 令和 2 年 6 月 29 日 条例第 23 号  
令和 2 年 12 月 24 日 条例第 35 号 令和 3 年 3 月 25 日 条例第 8 号  
令和 3 年 6 月 30 日 条例第 11 号 令和 6 年 3 月 25 日 条例第 8 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 保険料（第 8 条—第 18 条）
- 第 3 章 介護保険運営協議会（第 19 条—第 23 条）
- 第 4 章 罰則（第 24 条—第 28 条）
- 附則

### 第 3 章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

第 19 条 介護保険及び老人保健福祉に関する施策の企画立案及びその実施が基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、飯山市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 20 条 協議会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 117 条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、市の介護保険及び老人保健福祉に関する施策の実施状況の調査その他介護保険及び老人保健福祉に関する施策に関する重要事項

（意見の具申）

第 21 条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 22 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において市長が任命する。

- (1) 被保険者 6 人
- (2) 保健医療団体の代表 3 人
- (3) 福祉関係団体の代表 3 人
- (4) 介護サービス事業者の代表 3 人
- (5) 有識者 5 人

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市長は、第 2 項第 1 号の委員を任命するに当たっては、幅広い意見が反映されるよう、適切な方法によって選任されるようにするものとする。

（委任）

第 23 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は市長が別に定める。

## ○飯山市介護保険運営協議会規程

平成 12 年 12 月 22 日訓令第 7 号

本庁各部課所室

出先機関

付属機関

(目的)

**第 1 条** この訓令は、飯山市介護保険条例第 23 条の規定により飯山市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第 2 条** 協議会に会長及び副会長をおき、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、任期満了後に協議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

(庶務)

**第 4 条** 協議会の庶務は、民生部保健福祉課が行う。

(補則)

**第 5 条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、飯山市介護保険条例の一部を改正する条例(平成 12 年飯山市条例第 43 号)施行の日(平成 12 年 12 月 22 日)から施行する。

## 参考 根拠法令

## 地方自治法

## 第7章 執行機関

## 第1節 通則

- 第138条の4** 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 介護保険法

## 第七章 介護保険事業計画

(市町村介護保険事業計画)

第百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

五 介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

六 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

七 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

八 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項

九 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(次条第三項第七号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第三項第七号において同じ。)

十 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案するとともに、医療法第三十条の十八の五第一項の規定による協議の結果(同項第四号に掲げる事項に係るものに限る。)を考慮して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。

7 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

9 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

10 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

11 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

12 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

13 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

14 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

## 第二章 認知症施策推進基本計画等

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第三項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であつて認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

## 第10期介護保険事業計画（令和9～11年度）策定時の運営協議会開催予定

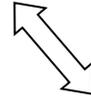
（委員任期は令和7年4月1日～令和10年3月31日まで）

開催月	協議内容等	庁内作業等
第1回 R7.8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険運営協議会等について</li> <li>・役員選任</li> <li>・スケジュールについて</li> <li>・老人福祉計画について</li> <li>・介護保険事業計画（認知症施策推進基本計画含む）について</li> </ul>	
R7.秋頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成に向けた高齢者等実態調査を実施（県、市共同） （第9期は R4.10.1 時点について調査実施、対象；要介護認定者、介護者、施設入所者、事業所）</li> </ul>	
第2回 R8.8～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画について 策定スケジュール 第9期の中間総括 高齢者等実態調査の報告 意見交換</li> </ul>	調査集計・分析 資料作成 等
第3回 R8.10～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画（素案）の検討協議</li> </ul> <p>第1章 現状分析と将来推計 第2章 施策の展開 第3章 サービス量の見込み</p>	素案の作成 数値推計検討 介護保険料試算
第4回 R9.1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画（素案）の最終確認</li> </ul> <p>介護保険給付費見込に伴う保険料についての検討 等 → パブリックコメント案の確定</p>	委員会意見反映 国指針等を受けた再試算
R9.1月～ R9.2月	パブリックコメントを実施（1カ月）	パブリックコメント実施・対応
R9.2月	パブリックコメントの意見について会長と協議 老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画を市長へ意見具申 老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画を市議会報告	確定版準備 日程調整 市議会全員協議会報告
R9.3月	3月市議会にて介護保険条例改正案の審議	条例改正案委員会付託、議決へ
第5回 R9年度中	第9期総括及び令和8年度事業報告 等	

## 国の基本指針と介護保険事業計画の関係(イメージ図)

### 基本指針(国)

- ① 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ② 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって、市町村介護保険事業計画および都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ③ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

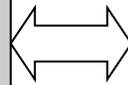


### 市町村介護保険事業計画

- ① 様々な条件を総合的に勘案して定める区域（日常生活圏域）における各年度の地域密着型認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量確保のための方策
- ② 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びにその見込量の確保のための方策
- ③ 介護給付事業者間の連携の確保等介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- ④ 介護予防給付事業者間の連携の確保等介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- ⑤ その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項

### 県介護保険事業支援計画

- ① 圏域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設入所者生活に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付費等対象サービスの量の見込み
- ② 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業
- ③ 介護サービス情報の公表に関する事項
- ④ 介護支援専門員等従事者の確保又は資質の向上に資する事業
- ⑤ 施設間の連携の確保等介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- ⑥ その他保険給付の円滑な実施を支援するため必要な事項



## 介護保険事業計画の意義

介護保険制度のねらいは、要介護者等に対して、必要な介護サービスが適切に提供されることです。そのため、

- ①要介護者等の人数、要介護の程度等の状態像、介護サービス利用意向等を把握すること
- ②それを踏まえて必要なサービス量等を把握すること
- ③必要なサービス量等に対して、現在のサービス基盤で提供が可能なサービス量等を把握すること
- ④両者の差について、今後基盤整備を計画的に推進していくこと
- ⑤そのような計画的な整備を踏まえて、介護保険の事業費の見込みを算定すること等の一連の作業が必要です。

介護保険事業計画は、介護保険制度運営の基本となるものであり、その中には上記①～⑤の事項が盛り込まれることが必要となります。

また、介護保険の事業費の見込みから保険料の算定を行うことになるなど、介護保険の負担と給付の内容に影響する計画となるので、住民がその作成に関わることが求められるほか、介護保険のサービス提供主体として期待される民間事業者が事業を展開するに当たっての指標ともなります。

## 市町村介護保険事業計画に盛り込む事項

- ①計画の基本理念等・計画作成体制
- ②令和11年度目標値設定
- ③要介護者等の実態の把握
- ④日常生活圏域の設定
- ⑤被保険者及び介護給付等対象サービスの現状
- ⑥各年度における被保険者の状況の見込み
- ⑦各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び確保のための方策
- ⑧各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量確保のための方策等
- ⑨介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ⑩予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ⑪市町村特別給付に関する事項
- ⑫介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- ⑬計画の作成時期・計画の期間・計画の達成状況の点検及び評価
- ⑭その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要と認める事項

## 第9期計画との比較表(令和6年度)

(R7年3月末現在)(人)

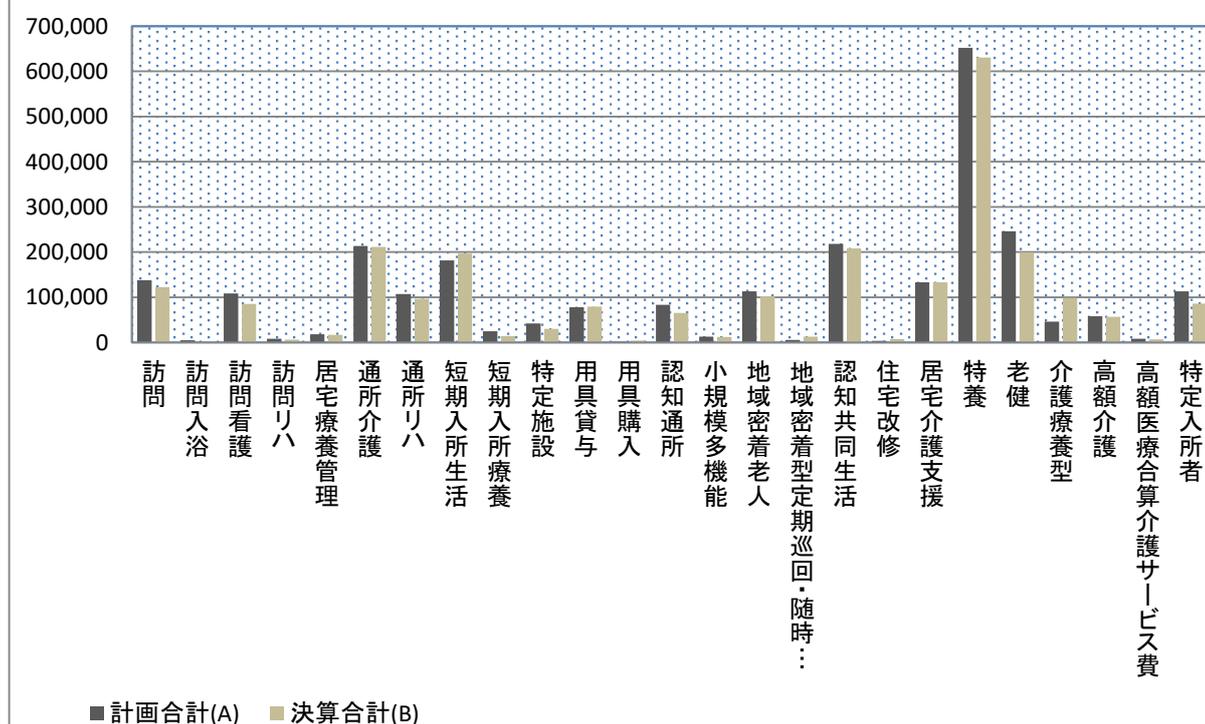
第1号被保険者数	7,440人
要介護・要支援認定者数(第1号被保険者)	1,296人
要介護・要支援認定者数(第2号被保険者)	19人

R6年度決算(千円)

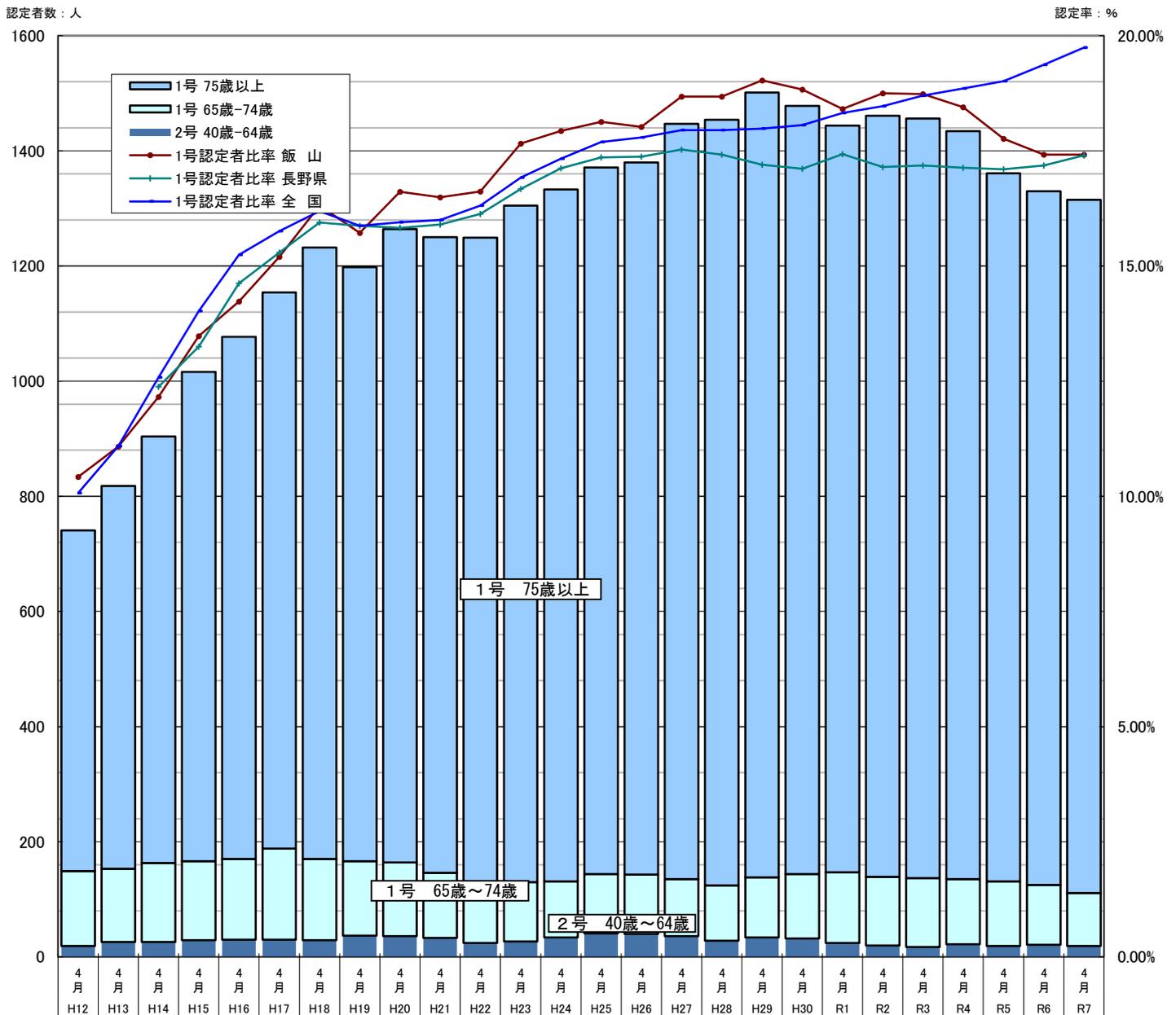
	要介護計画	要介護決算	予防計画	予防決算	計画合計(A)	決算合計(B)	差引(B)-(A)
訪問介護	138,035	122,507	0	311	138,035	122,818	-15,217
訪問入浴介護	4,962	1,241	0	0	4,962	1,241	-3,721
訪問看護	101,971	82,090	6,883	3,143	108,854	85,233	-23,621
訪問リハビリテーション	6,692	5,538	1,298	836	7,990	6,374	-1,616
居宅療養管理指導	17,446	16,375	447	500	17,893	16,875	-1,018
通所介護	213,394	211,703	0	0	213,394	211,703	-1,691
通所リハビリテーション	91,912	84,442	15,460	11,925	107,372	96,367	-11,005
短期入所生活介護	180,726	196,054	861	652	181,587	196,706	15,119
短期入所療養介護	25,030	14,414	0	0	25,030	14,414	-10,616
特定施設入所者生活介護	42,446	30,107	0	0	42,446	30,107	-12,339
福祉用具貸与	68,927	68,676	8,836	10,396	77,763	79,072	1,309
特定福祉用具購入	1,484	3,288	322	1,105	1,806	4,393	2,587
認知症対応型通所介護	83,166	65,122	0	0	83,166	65,122	-18,044
小規模多機能型居宅介護	11,680	9,833	1,159	2,446	12,839	12,279	-560
地域密着型介護老人福祉施設	112,911	102,382	0	0	112,911	102,382	-10,529
地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,373	13,141	0	0	5,373	13,141	7,768
認知症対応型共同生活介護	218,436	208,362	0	0	218,436	208,362	-10,074
住宅改修	2,879	4,102	1,017	3,186	3,896	7,288	3,392
居宅介護支援	124,973	124,494	7,952	8,794	132,925	133,288	363
介護老人福祉施設	652,004	630,815	0	0	652,004	630,815	-21,189
介護老人保健施設	246,227	199,629	0	0	246,227	199,629	-46,598
介護療養型医療施設	45,960	98,706	0	0	45,960	98,706	52,746
高額介護サービス費	58,000	56,921	100	35	58,100	56,956	-1,144
高額医療合算介護サービス費	8,000	6,591	100	25	8,100	6,616	-1,484
特定入所者介護サービス費	112,700	86,295	200	5	112,900	86,300	-26,600
合計	2,575,334	2,442,828	44,635	43,359	2,619,969	2,486,187	-133,782

## サービス別給付額の第9期計画と決算見込みとの比較

(千円)



## 飯山市要介護(要支援)認定者数の推移



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	4月																									
1号認定者数	722	792	878	987	1,047	1,124	1,203	1,161	1,228	1,217	1,225	1,278	1,299	1,330	1,340	1,411	1,426	1,467	1,446	1,420	1,441	1,439	1,412	1,342	1,309	1,296
75歳以上	592	665	741	850	907	966	1,062	1,032	1,100	1,104	1,126	1,175	1,202	1,227	1,237	1,312	1,330	1,363	1,334	1,297	1,322	1,319	1,299	1,230	1,205	1,204
65歳-74歳	130	127	137	137	140	158	141	129	128	113	99	103	97	103	103	99	96	104	112	123	119	120	113	112	104	92
2号認定者数	19	26	26	29	30	30	29	37	36	33	24	27	34	41	40	36	28	34	32	24	20	17	22	19	21	19
合計	741	818	904	1,016	1,077	1,154	1,232	1,198	1,264	1,250	1,249	1,305	1,333	1,371	1,380	1,447	1,454	1,501	1,478	1,444	1,461	1,456	1,434	1,361	1,330	1,315
総合事業対象者																		40	72	103	110	123	119	129	138	143
総合計																		1,541	1,550	1,547	1,571	1,579	1,553	1,490	1,468	1,458
1号認定者比率 全国	10.07%	11.09%	12.58%	14.02%	15.24%	15.76%	16.19%	15.87%	15.95%	16.00%	16.31%	16.92%	17.33%	17.69%	17.79%	17.95%	17.95%	17.98%	18.06%	18.32%	18.47%	18.70%	18.85%	19.01%	19.37%	19.74%
1号認定者比率 長野県			12.38%	13.25%	14.63%	15.29%	15.94%	15.87%	15.83%	15.90%	16.13%	16.67%	17.12%	17.36%	17.37%	17.53%	17.42%	17.20%	17.11%	17.43%	17.15%	17.18%	17.13%	17.10%	17.18%	17.40%
1号認定者比率 飯山	10.42%	11.08%	12.16%	13.48%	14.23%	15.20%	16.31%	15.72%	16.61%	16.49%	16.62%	17.66%	17.93%	18.13%	18.02%	18.68%	18.68%	19.03%	18.83%	18.41%	18.75%	18.73%	18.45%	17.76%	17.42%	17.42%
1号被保険者数 飯山	6,930	7,148	7,221	7,320	7,357	7,394	7,375	7,384	7,392	7,380	7,369	7,238	7,243	7,337	7,437	7,553	7,634	7,709	7,678	7,713	7,687	7,682	7,654	7,558	7,513	7,440

\*認定比率 = 1号認定者数 ÷ 1号被保険者数  
 \*平成12年度の認定比率は、認定者全体を1号被保険者数で割った数値です。  
 \*1号認定比率 全国・長野県は厚生労働省HP事業状況数字を加工した数値です。